

東京大学駒場図書館利用細則

平成16年4月1日
駒場図書館長裁定

(目的)

第1条 この細則は、東京大学駒場図書館利用規則第19条の規定に基づき、東京大学駒場図書館（以下「本館」という。）の利用の細目について、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者)

第2条 東京大学駒場図書館規則（以下「図書館規則」という。）第7条第3号に定める学外者とは、次に掲げる者とする。

- (1) 東京大学（以下「本学」という。）の研究員・研修員等の受入実施要項に基づき他の機関から研究員・研修員として受け入れた者
- (2) 本学が受け入れた日本学術振興会特別研究員
- (3) 本学の名誉教授及び教員であった者（以下「元教員」という。）
- (4) 本学の常勤職員であった者
- (5) 本学学部の卒業生及び本学大学院の修了者（所定の修業年限以上在学し所定の単位を取得の上博士課程を退学した者を含む。）
- (6) 本学教育学部附属中等教育学校の後期課程生徒
- (7) 他大学等研究教育機関に所属する教職員及び大学院学生
- (8) 他大学等研究教育機関に所属する学部学生
- (9) その他一般の者

第3条 図書館規則第7条第4号に定める本館図書館長（以下「館長」という。）が認めた者とは、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の修士課程又は博士課程を修了した者（所定の修業年限以上在学し所定の単位を取得の上博士課程を退学した者を含む。）のうち、調査・研究等のために本館利用証の交付を希望する者
 - (2) 本学におけるプロジェクト研究又は共同研究のために本館利用証の交付を希望する者
 - (3) 総合文化研究科若しくは教養学部にて新規採用が決定している教員又は大学院総合文化研究科・教養学部において実施している、Active Learning of English for Science Students、Active Learning of English for Students of the Arts、Fluency Oriented Workshop 又は Trilingual Program の授業（以下「AAT等の授業」という。）を担当する特任教員として新規採用が決定している者のうち、駒場キャンパスにおける授業の準備のため雇用・委嘱期間前に本館利用証の交付を希望する者（以下「新規採用予定教員」という。）
 - (4) 本館又は東京大学大学院総合文化研究科図書館と相互利用に関する協定を締結した機関に所属する者
 - (5) 一般社団法人東大駒場友の会（以下「東大駒場友の会」という。）の会員
 - (6) その他第1号から第3号に準ずると館長が認めた者
- 2 前項第1号から第3号及び第6号に掲げる者を「館長許利用用者」という。
- 3 同項第1号から第2号及び第6号に掲げる者は、本学の教授又は准教授の依頼文書を本館に提出しなければならない。

(館外貸出)

第4条 館長は、本館の図書その他の資料（以下「図書館資料」という。）の館外貸出を許可することができる。館外貸出の区分、対象身分、対象資料、限度冊数及び貸出期間は、それぞれ別表のとおりとする。

- 2 貸出された図書館資料は、貸出期間内に返さなければならない。
- 3 一般貸出により借り受けた図書館資料は、予約のない限り貸出期間を更新することができる。ただし、更新の回数は2回までとする。

- 4 特別貸出は、論文作成を目的とし、指導教員からの証明があった場合に行う。
- 5 特別貸出により借り受けた図書館資料は、予約のない限り貸出期間を更新することができる。ただし、更新の回数は1回までとする。
- 6 研究貸出により借り受けた図書館資料については、貸出期間を更新することができない。
- 7 研究貸出により借り受けてから1ヶ月が経過した資料は、貸出期間にかかわらず、他の利用者の求めに応じて返却してもらう場合がある。

(長期貸出)

第5条 館長は、前条の規定にかかわらず、一般貸出について休業期間中の貸出期間を長期に変更することができる（本学の教職員、名誉教授及び元教員を除く）。

(貸出期間の超過に対する措置)

第6条 館長は、貸出期間を超過した者に対して、延滞日数分の期間、貸出を停止することができる。

(施設の利用)

第7条 グループ学習室の利用については、別に定める。

第8条 対面朗読室は、障害を持つ利用者が、学習・研究を行うために利用することができる。

第9条 前2条に掲げる施設について、本館職員は、管理上必要があるときは、使用中であっても随時入室することができる。

(利用停止)

第10条 館長は、次の各号に掲げる者について、図書館資料及び本館の施設・設備の利用を停止することができる。

- (1) 図書館資料及び本館の施設・設備を故意に損傷した者
- (2) 図書館資料を故意に無断で持ち出した者
- (3) 他の利用者に対して著しい妨害行為をした者
- (4) 本館内の指定の場所以外において飲食をした者
- (5) この細則に違反し又は本館職員の指示に従わない者
- (6) その他、本館の利用者としてふさわしくない行為をした者

(雑則)

第11条 この細則の実施に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年12月6日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年12月4日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年5月1日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

別表（第4条関係）

区分	対象身分	対象資料	限度冊数	貸出期間
一般貸出	本学の学生、研究生、聴講生、館長許可利用者	図書	10冊	2週間
	本学の教職員		10冊	30日
	本学の名誉教授、元教員		5冊	30日
	本館又は東京大学大学院総合文化研究科図書館と相互利用に関する協定を締結した機関に所属する者		5冊	30日
	本学教育学部附属中等教育学校生徒（後期課程）		5冊	2週間
	東大駒場友の会会員		2冊	2週間
特別貸出	本学の大学院学生、大学院研究生、大学院特別研究生、大学院特別聴講学生、後期課程学生、学部研究生、日本学術振興会特別研究員、総合文化研究科学術研究員、館長許可利用者（新規採用予定教員を除く。）	図書、復刻版雑誌	20冊	30日
製本雑誌貸出	総合文化研究科、数理科学研究科、教養学部の教職員、大学院学生、大学院研究生、大学院特別研究学生、大学院特別聴講学生、後期課程学生、学部研究生、日本学術振興会特別研究員、総合文化研究科学術研究員、AAT等の授業を担当する特任教員、館長許可利用者（新規採用予定教員を除く。）	製本雑誌、復刻版雑誌	3冊	翌日正午まで
研究貸出	総合文化研究科・教養学部の常勤教員、AAT等の授業を担当する特任教員	集密書庫又は保存書庫の図書、復刻版雑誌	50冊	当該年度末まで